

# 暴力団対策法の一部改正に対する意見書

平成20年2月14日

日本弁護士連合会

## 第1 意見の趣旨

今般、警察庁が改正検討項目を公表し今通常国会に提出が予定されている暴力団対策法の一部改正法案は、市民・企業・行政機関等への暴力団による被害に対する効果的な対策となるものと考えから、同法案は、速やかに成立・施行されるべきである。

また、近時の暴力団等による悪質な資金獲得活動等の実態に鑑み、政府においては、引き続き効果的な暴力団対策を検討すべきである。

## 第2 意見の理由

### 1 暴力的要求行為の追加について

暴力的要求行為の追加は、暴力団員等が行政機関に対して、許認可又は公共工事の入札等に関して、不当な要求を行う行政対象暴力を、新たに暴力団対策法による規制対象行為に加えるものである。

日本弁護士連合会においては、民暴島根大会以来、この種の行政対象暴力行為が広範に行われている実態を指摘し、これに対する的確な対策の必要性を訴えてきたところであり、上記法改正は、指定暴力団員による行政対象暴力を規制するものであって、行政対象暴力対策として、効果のあるものであると考える。

なお、行政対象暴力を行う主体が、必ずしも暴力団員に限られるものでないことを考えると、政府においては、不当な行政対象暴力が行われることを防止するための施策について、引き続き検討されるべきである。

### 2 対立抗争等に係る暴力行為等の賞揚の規制について

暴力団では、対立抗争において、対立する暴力団に対して、殺人、傷害等の犯罪行為を行い服役した暴力団員に対して、その出所後に多額の金品を供与するなどの賞揚する措置をとっているところであり、このことが、対立抗争発生時に多数の暴力団員が対立抗争に参加して、犯罪行為を敢行すること

を助長することとなっているものと考えられる。

しかしながら、暴力団の対立抗争がけん銃発砲等の犯罪行為であることは明らかであり、それが時に市民の生命・身体・財産にも被害を及ぼし、又はその危険性があることから、著しい不安を市民に感じさせる悪質なものである。

このような犯罪行為を敢行した者を賞揚する措置が、暴力団独自の論理に基づく反社会性の強いものであることは明らかであって、法治国家である我が国において許容することはできない。

今般の改正は、上記の暴力団による反社会的な行為を規制対象とするものであって、適切なものである。

### 3 損害賠償請求等の妨害の規制について

各弁護士会の民事介入暴力被害者救済センターにおいては、訴訟手続等を活用して、暴力団等による市民の被害を救済するための活動を行っている。

しかし、その過程において、依頼者である市民や弁護士に対して、威迫、つきまとい等の嫌がらせ行為を受けることもあり、このことが市民の暴力団に対する法的手続等の正当な権利行使を躊躇させる原因となっていることは、当会の平成16年1月20日付意見書において指摘したところである。

今般の法改正は、この問題の解決を図るための一つの方策であり、意義あるものであると考える。

ただし、上記法改正により規制対象とされた法的手続は、不法行為による損害賠償請求等と、組事務所明渡等に限定されているところ、暴力団に対して行われる法的手続がこれに限られるものでないことを考えれば、より広範囲に民事訴訟手続に対する暴力団員のお礼参りを禁止する施策についても、引き続き検討されるべきである。

### 4 威力利用資金獲得行為に関する指定暴力団の代表者等の損害賠償責任について

当会の上記平成16年1月20日付意見書において指摘したとおり、暴力団員のみかじめ料の徴収等の過程における不法行為について、実効性のある的確な救済策が必要であったところである。

今般の法改正は、平成16年の法改正で対応していなかった課題について、

上記意見書の内容に即した施策を講じるものであって、適切である。

## 5 暴力排除活動の促進について

近年、暴力団又はその関係企業等が、市民生活に直接介入するヤミ金、振り込め詐欺等を敢行し、また証券市場等に介入するなど、我が国の市民生活、経済社会の健全性を脅かす事態が生じている。

このような暴力団等の反社会的勢力の動向に対して、市民の自衛のための暴力排除活動や、事業者団体による暴力排除活動が活性化しているところであり、当連合会や各弁護士会連合会、各弁護士会の民事介入暴力対策担当委員会においても、これに連携して、反社会的勢力による不当行為根絶のために務めているところである。

政府及び地方自治体においても、このような民間における活動に対して、的確な措置を講じることが望ましいと考えられる。

## 6 その他

政府においては、犯罪対策閣僚会議の下に、暴力団資金源等総合対策ワーキングチームを設置して、検討を進めた結果、公共事業からの暴力団排除施策を打ち出し、さらに、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を申し合わせて、その実効的な推進を図っているが、これらの施策は、民事介入暴力対策として、実効性の高い対策であると考えられる。

今般の法改正は、そのような総合対策の観点からみれば、極めて効果の限られたものというべきであり、暴力団等による市民、企業の被害を防止するため、より抜本的な対策について、引き続き検討がなされるべきである。